

ID: 160

担当部署: みどり環境部 資源循環推進課

処分の概要	粗大ごみの処理の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第20条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第127号		
【根拠条文】 (粗大ごみの処理) 第20条 一般家庭から排出される粗大ごみの処理を受けようとするものは、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けた者は、規則で定める粗大ごみ処理シール(以下「粗大ごみ処理シール」という。)を購入し、当該粗大ごみにはり付けて排出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日